

に基づき、試行実施協議会の運営について必要な事項を定める。

2、実施要項に定める試行実施協議会は、次の事項について協議する。

- (1) 試行の実施計画
 - (2) 年間研修計画
 - (3) 試行の評価
 - (4) その他試行実施上の諸問題
- 3、試行実施協議会は、実施要項に



実施協議会

4 定める会長が主宰し、会長のほか互選により副会長を置く。

4 試行実施協議会に幹事会を置く。
(1) 幹事会は、下記に掲げる職に

あるものをもって構成する。(略)
(2) 幹事会に議長を置き、総務課主幹をもって充てる。

(3) 幹事会は、前記2の協議に必要とする事項について調査検討を行う。

5、試行実施協議会の庶務を処理するため、事務局を置く

- (1) 事務局は、県教育庁総務課に置く。事務局員は総務課企画班のほか、義務教育課、高等学校教育課、養護教育課の指導主事各一名をもって構成する。
- (2) 前項の指導主事は、所属長の指名により事務局員となる。

三、研修内容・研修計画

〔義務教育課〕

1、研修内容

(1) 指導教員による指導

(年間七十日程度)

- 授業指導、学級経営、児童生徒理解、生徒指導、学校教育全般等について指導、助言を受けるもの

(2) 教育センター等研修

(年間三十五日程度)

- 教育センターにおける研修
- 各地区でのグループ研修、各種研究会への参加及び養護学校、へき地校や教育関連施設児童福祉施設、民間企業等の

視察を行うとともに、ボランティア活動等の体験を積むもの。

- ① 教育センター研修、二日
 - ② グループ研修(A)二十日
 - ③ グループ研修(B)三日
- (教育事務所単位研修)

(3) グループ研修

宿泊訓練(四泊六日程度)

- 各種の教育的経験を得させるとともに、教員の相互交流を深めさせるもの

- ① 磐梯青年の家・海浜青年の家
- ② 教育センター

(4) 洋上研修(十四日間程度)

(検討中)

- 国内航路における研修及び寄港地における産業・文化施設の視察を行うこと等により知見を広めるとともに、その相互交流を深めるため、文部省において行うもの
- (高等学校・養護教育課共通)

2、研修計画

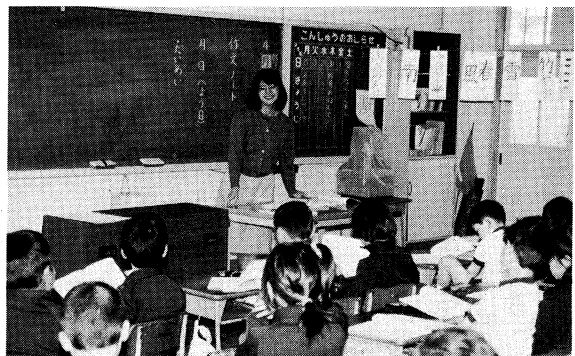
(1) 指導教員等による研修

(指導形態)

- ① 示範授業
(教材研究を共に行い、指導教員が示範授業を実施し、放課後、授業研究をし、指導するもの)

② 授業参観指導

(新任教員が学校内の中堅教



初任者授業風景

員の授業を参観し、放課後、当該教員をまじえて授業研究をし、指導するもの)

③ 授業観察指導

(新任教員が授業を行い放課後、参観者をまじえて指導するもの)

④ 事前・事後指導

(教材研究等を共に行い、授業計画や授業後の反省について指導するもの)

⑤ 研究授業指導

(新任教員が研究授業を行い放課後、指導教員が観察記録をもとに指導するもの)